

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年6月29日

岐阜県監査委員 伊藤 秀 光
 岐阜県監査委員 高 殿 尚
 岐阜県監査委員 鈴 土 靖
 岐阜県監査委員 長 縄 直 子
 岐阜県監査委員 南 圭 一

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	105	0	1
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	4	1	1
計	238	235	1	2

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年6月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
森林整備課	<p>間伐事業に関する補助金について、平成29年に発覚した小坂町森林組合等による補助金の不適正受給事案を受けて、岐阜県森林整備事業審査要領の改正、造林補助申請システムの改修等による県の審査体制の強化、森林事業体における内部牽制・チェック機能の強化等、再発防止に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>その中、令和元年度の揖斐農林事務所及び恵那農林事務所の監査において、間伐事業に関する補助金の審査状況を確認したところ、同審査要領で定められた申請単位（事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり）数に応じた現地審査が行われていないという事案が見受けられた。</p> <p>補助金の不適正受給の再発を防止するためには、適正な審査を行うことが必要であることから、各農林事務所において同審査要領に基づいた審査が行われるよう対策を講じられたい。</p>	<p>令和元年度定期監査において、揖斐農林事務所及び恵那農林事務所で指摘のあった、森林整備事業審査要領に基づく現地審査の件数が適切でなかった件について、令和元年9月、11月及び12月の担当者会議で案件の説明を行い、現地審査数の不足再発防止について再度周知徹底した。</p> <p>現場実務に精通した者から意見等を制度に反映させるため、農林事務所担当者からメンバーを選出した検討会を令和2年1月に開催した。</p> <p>検討会の結果から、審査要領への明文化が必要との意見を踏まえ同要領を改正し、令和2年4月20日付け森第90号により、農林事務所及び関係機関へ通知した。</p>